

大口町告示第16号

大口町防犯対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町防犯対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町防犯対策補助金交付要綱（平成15年大口町告示第25号）の一部を次のように改正する。

様式第3及び様式第5中

「\* この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大口町長に対して、異議申し立てをすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（町長が被告の代表者となります。）、提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」を削る。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。